

呉市地方卸売市場における売買取引の方法等は、次のとおりです。

呉市地方卸売市場開設者

●売買取引の方法（卸売業者の卸売に関するもの）

呉市地方卸売市場業務条例

（売買取引の方法）

第35条 卸売業者は、市場において行う卸売については、全ての取扱品目につき、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、市場において行う卸売をせり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 卸売業者は、前項の規定により卸売の方法を設定し、又は変更しようとするときは、その内容を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

呉市地方卸売市場業務条例施行規則

（売買取引の方法）

第28条 売買取引は、現品又は見本をもって行わなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、銘柄によることができる。

（物品の下見等）

第29条 売買取引は、売買に参加する者にその物品を下見させた後でなければ、これを開始することができない。ただし、前条ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 見本又は銘柄により売買取引を行う場合は、当該取引の開始前に、その物品の品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他の必要な事項を売場内に掲示しなければならない。

（売買取引の単位）

第30条 売買取引の単位は、重量による。ただし、別に取引慣習があるときは、これによることができる。

（売買の呼び値）

第32条 売買の呼び値は、金額をもってしなければならない。

（せり売の方法）

第33条 せり売は、当該販売物品の品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他の必要な事項を呼び上げた後に、これを開始しなければならない。

2 せり落としは、せり人が最高申込価格を3回以上呼び上げたときに、これを決定し、その申込者をせり落とし人とする。

3 最高価格の申込者が二人以上あるときは、抽せんその他適当な方法により、せり落とし人を決定しなければならない。

4 せり落とし人が決定したときは、せり人は、直ちにその価格、数量及び氏名又は商号若しくは番号を呼び上げなければならない。

（入札の方法）

第34条 入札は、当該販売物品の品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他の必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、所定の入札用紙に入札者の氏名、入札金額その他必要な事項を記載させることにより、これを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後、直ちにこれを行い、最高価格をもって入札した入札者を落札者とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、入札について準用する。この場合において、同条第3項中「申込者」とあるのは「入札者」と、「せり落とし人」とあるのは「落札者」と、同条第4項中「せり落とし人」とあるのは「落札者」と読み替えるものとする。

（入札の無効）

第35条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札者が誰であることを確認し難いもの

(2) 入札金額その他必要な事項の記載が不明のもの

- (3) 一人が2通以上の入札用紙を提出したもの
 - (4) 入札に際し、不当な又は不正な行為があったもの
 - (5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づいて行う指示に違反したもの
- 2 前項各号のいずれかに該当することにより入札が無効となる場合、せり人は、開札の際にその事由を明示し、入札が無効である旨を知らせなければならない。

(異議の申立て)

- 第36条 せり売又は入札に参加した者がせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、市長にその旨を申し立てることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命じることができる。

(物品の即日販売)

- 第37条 卸売業者は、当日の上場ができる時まで受領した受託物品については、特別の事由があるもののほか、その日に販売しなければならない。

(指値付き受託物品)

- 第38条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託物品(次条において「指値付き受託物品」という。)については、その旨を当該物品に表示し、上場の際、呼び上げなければならない。
- 2 前項の規定による呼び上げを行わなかった場合、卸売業者は、その指値その他の条件をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。

(未販売の指値付き受託物品の処置)

- 第39条 卸売業者は、指値付き受託物品について、その条件で販売することができない場合は、その旨を委託者に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められる場合、卸売業者は、販売条件変更承認申請書により市長の承認を得た上で、その条件がなかったものとして、これを販売することができる。

(販売原票の作成等)

- 第49条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、速やかに販売原票を作成しなければならない。
- 2 前項の販売原票には、品目、出荷者、等級、数量、単価、金額及び買受人の氏名又は名称を記載しなければならない。
- 3 第1項の販売原票への訂正等は、認めないものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書に規定する場合は、あらかじめ市長に訂正等届出書を提出しなければならない。

●決済の確保(支払期日・支払方法・決済方法)

★卸売業者と出荷者の売買取引に関するもの

呉市地方卸売市場業務条例

(仕切り及び送金)

- 第54条 卸売業者は、受託物品の卸売をした場合は、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(次条に規定する特約があるときには、その特約による期日)までに、売買仕切書及び次項第5号に規定する額の売買仕切金を送付しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。
- (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格をいう。次号において同じ。)及び数量(当該委託者の責めに帰すべき事由により第59条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る事項。次号に掲げるそれぞれの額において同じ。)
 - (2) 単価に数量を乗じて得た額及びその8パーセント(軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント)に相当する額並びにこれらの合計額
 - (3) 第56条第1項に規定する委託手数料の額
 - (4) 当該卸売に係る費用のうち、委託者の負担となる費用の項目及びその額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(仕切り及び送金に関する特約)

- 第55条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、規則で定めるところにより、特約届出書を市長に提出しなければならない。当該特約の内容を変更したときも、同様とする。

呉市地方卸売市場業務条例施行規則

(仕切り及び送金に関する特約の届出)

第55条 条例第55条の特約を結んだ卸売業者は、次に掲げる事項を記載した仕切り及び送金に関する特約届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称
- (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) 特約の内容
- (4) 支払方法

●決済の確保（支払期日・支払方法・決済方法）

★卸売業者と買受人（仲卸業者・売買参加者）の売買取引に関するもの

呉市地方卸売市場業務条例

(買受代金の即時支払義務)

第58条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、当該特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買受額にその8パーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。当該特約の内容を変更したときも、同様とする。
- 3 市長は、前項の届出の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特約の変更その他必要な改善措置を執るべき旨を命じることができる。
 - (1) 特約が、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
 - (2) 特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

呉市地方卸売市場業務条例施行規則

(支払猶予の特約に関する届出書)

第58条 条例第58条第1項の支払猶予の特約をした卸売業者は、次に掲げる事項を記載した支払猶予の特約に関する届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称
- (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (3) 特約の内容
- (4) 支払方法

●決済の確保（支払期日・支払方法・決済方法）

★卸売業者の売買取引以外の売買取引に関するもの

呉市地方卸売市場業務条例

(決済の方法)

第59条の2 市場における売買取引の決済は、第54条、第55条及び第58条で定めるもののほか、卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は売買参加者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当事者間で決定した支払方法により、当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。